別 表

項番	(あ)諮問番 号	(い)諮問日	(う)請求日	(え)公開を請求する行政文 書の内容又は件名	(お)事務担当課	(か)決定	(き)行政文書が存在し ない理由	(く)審査請求 年月日	(け)弁明書送付 年月日	(こ)反論書提出 年月日	(さ)意見書提出 年月日	(し)審査請求人の主張
												(す)実施機関の主張
1	第26 号	第340-1号 平成30年3月7日	平成29年9月7日	第70-1号を棄却した監査委員と現在の監査委員は、同レベルなのか、あるいは、少しは「まとも」になったのかが分かる情報。	監査委員事務局	第174-4号 平成29年9月21日 行政文書不存在通知	請求内容が分かる行 政文書を作成及び取 得していないため、不 存在	平成29年11月10日	第271-3 号 平成29年12月28日	_	平成30年3月30日	請求内容が分かる行政文書は取得するものではない。請求内容が分かる行政文書を作成せよ。不存在とすることは認められない。作成しなければならない文書である。現在の監査委員が不存在としたことにより、結果的にみると、本件情報が公開されたも同然である。
												本件請求に係る行政文書は、監査委員の能力が客観的に理解できる文書と解されるが、監査委員はそのような文書を作成及び取得していない。請求人は監査委員が「不存在」とした行政文書の存在を証明しておらず、また、行政文書公開請求は、実施機関が保有する行政文書の公開を請求する制度であり、実施機関に文書の作成を請求する制度ではない。
2	第39号	第340-1号 平成30年3月7日	平成29年11月10日	第70-1号に関する件。 住民監査請求(第70-1号)を 棄却した高崎市監査委員のレベルが、どの程度のレベルな のかが分かる情報。		第235-3号 平成29年11月24日 行政文書不存在通知	請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在	平成29年12月8日	第308-1号 平成30年2月2日	平成30年2月13日	平成30年3月30日	筆跡鑑定書について「判断することは困難であり、判断がつかなかった」と書かれている第70-1号が特定すべき行政文書である。いずれにせよ、本件情報については、作成されて然るべき行政文書である。 本件請求に係る行政文書は、監査委員の能力が客観的に理解できる文書と解されるが、監査委員はそのような文書を作成及び取得していない。請求書には「監査委員のレベルがどの程度のレベルなのか分かる情報」と記載されており、第70-1号高崎市職員措置請求に係る監査の結果について(通知)は、対象文書には当たらない。請求人は監査委員が「不存在」とした行政文書の存在を証明しているとは言えず、現処分の維持が適当である。
3	第45 号	第340-1号 平成30年3月7日	平成29年8月31日	第70-1号に関する件。 住民監査請求(第70-1号)を 棄却した高崎市監査委員の 見識が、どの程度なのかが分 かる情報。	監査委員事務局	第172-1号 平成29年9月19日 行政文書不存在通知	請求内容が分かる行 政文書を作成及び取 得していないため、不 存在	平成29年12月18日	第308-1号 平成30年2月2日	_	平成30年3月30日	監査委員は第70-1号において「判断することは困難であり、判断がつかなかった」としている。当該文書が特定すべき行政文書である。いずれにせよ、本件情報については、作成されて然るべき行政文書である。 本件請求に係る行政文書は、監査委員の見識が客観的に理解できる文書と解されるが、監査委員はそのような文書を作成及び取得していない。請求書には「監査委員の見識がどの程度なのか分かる情報」と記載されており、第70-1号高崎市職員措置請求に係る監査の結果について(通知)は、対象文書にはあたらない。請求人は監査委員が「不存在」とした行政文書の存在を証明しているとは言えず、現処分の維持が適当である。